

データ処理に関する追加条件

本データ処理に関する追加条件（Data Processing Addendum、「DPA」といいます）は、契約当事者である Clarivate の企業体（その関係会社とあわせて「Clarivate」といいます）と、同じく契約当事者であるお客様（「お客様」といいます）間の合意に組み込まれ、それを補足するものです。かかる合意は Clarivate とお客様の間で随時アップデートされます。

適用されるデータ保護法により必要とされる範囲でお客様自身が本 DPA を締結しますが、お客様の適格な関係会社が管理者の資格を持つ個人データを Clarivate が処理する場合に限り、お客様は、お客様の適格な関係会社の名義で当該関係会社を代理して本 DPA を締結します。本 DPA においては、別段の定めがある場合を除き、「お客様」という用語には、お客様とおお客様の適格な関係会社が含まれるものとします。

本 DPA に定義のない用語は、本合意で定められた意味を有するものとします。疑義を避けるために記すと、「本合意」には、本 DPA、及び該当する場合は以下に定義される SCCs も含むものとします。

1. 定義

- (a) 「**関係会社**」とは、直接、間接を問わず、ある企業体を支配するか、支配されるか、又は共通の支配下にある企業体をいいます。
- (b) 「**本合意**」とは、Clarivate とお客様間の契約であって、Clarivate はこれに基づいてお客様に本サービスを提供し、本 DPA を組み込むものです。本合意に組み込まれ、参照される本 DPA 又は他のデータ処理に関する条件を総称して「本合意」といいます。
- (c) 「**適格な関係会社**」とは、お客様の関係会社のうち、(a) EU データ保護法の適用対象であり、かつ (b) 自らが Clarivate 注文書に署名した契約当事者ではないものの、お客様と Clarivate 間の本合意に基づき本サービスの利用が許諾されており、本 DPA に定義された「お客様」に該当しない関係会社をいいます。
- (d) 「**お客様の個人データ**」とは、Clarivate が本サービスを介してお客様に代わり処理者として処理する個人データであって、本 DPA に詳述されているものをいいます。お客様の個人データには、Clarivate が管理者として Clarivate の プライバシー通知 に準拠して処理する個人データは含まれません。
- (e) 「**支配**」とは、対象となる企業体の全体の 50%以上の所有権、議決権持分又は同様の株式持分を持つことをいいます。「支配される」という用語は、これに応じて解釈されるものとします。
- (f) 「**データ保護法**」とは、いずれかの当事者が本合意に基づいて行うお客様の個人データの処理に適用される全てのデータ保護法及び規制をいいます。適用される場合、EU データ保護法、カリフォルニア州消費者プライバシー法（「CCPA」）、カナダ個人情報保護及び電子文書法（「PIPEDA」）、ブラジル一般データ保護法（「LGPD」、連邦法第 13,709/2018）、オーストラリア 1988 年連邦プライバシー法（法改正を含む、「オーストラリアプライバシー法」）、及び UK データ保護法を含みます。
- (g) 「**EU データ保護法**」とは、欧州において適用される全てのデータ保護法及び規則をいいます。これには、(i) 個人データの処理に係る自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会規則 2016/679（一般データ保護規則、「GDPR」）、(ii) 電子通信分野における個人データの処理及びプライバシー保護に関する指令 2002/58/EC、(iii) (i) 及び (ii) に該当する国内法令が該当します。
- (h) 「**EU SCCs**」とは、欧州委員会が承認した、処理者に関する標準契約条項をいいます。
- (i) 「**欧州**」とは、本 DPA においては、欧州連合、欧州経済領域、これらの加盟国、及びスイス連邦をいいます。
- (j) 「**個人データの侵害**」とは、Clarivate が管理又は制御するシステム上の、お客様の個人データの偶発的又は違法な破壊、損失、改ざんや、不正な開示又はアクセスにつながる不正又は違法なセキュリティ侵害をいいます。
- (k) 「**本サービス**」とは、本合意に規定された関連するサービスをいいます。
- (l) 「**SCCs**」とは、EU SCCs 及び UK アドendumをいいます。
- (m) 「**特別なカテゴリーの個人データ**」とは、(a) 遺伝データ、(b) 自然人を個別に識別することを目的とした生体データ、(c) 健康又は自然人の性生活又は性的志向に関するデータ、(d) 人種、民族、政治的信条、宗教的信条又は労働組合への加入状況を明らかにする個人データ、及び (e) 有罪判決や犯罪歴に関する個人データをいいます。

(n) 「代理処理者」とは、Clarivate やその関係会社が使用する処理者であって、本合意や本 DPA に基づく本サービスの提供に関する義務の履行を支援する者をいいます。代理処理者には、Clarivate の第三者や関係会社が含まれる場合がありますが、Clarivate の従業員、業務受託者又はコンサルタントは除外するものとします。

(o) 「UK アデンダム」とは、英国情報コミッショナー事務所が発行する欧州委員会標準契約条項の国際データ移転に関するアデンダムをいいます。

(p) 「UK データ保護法」とは、データ保護、プライバシー及び電子マーケティングに関する現在及び将来の適用法令を意味し、2018 年 UK データ保護法、英国の法律として導入された GDPR (「UK GDPR」)、並びに 2003 年プライバシー及び電子通信規制を含みます。

(q) 「UK 国際データ移転」とは、UK データ保護法に基づき、適切な保護措置が随時求められる個人データの移転を意味します。

「適切な保護措置」、「管理者」、「データ主体」、「個人データ」、「処理者」及び「処理」という用語は、適用されるデータ保護法に定義されている意味、又はデータ保護法に定義がなければ GDPR に定義されている意味を有するものとし、それに応じて、お客様の個人データに関する「処理」、「処理する」、「処理される」という用語が解釈されるものとします。

2. 役割と責任

(a) **両当事者の役割** いずれかの当事者が行うお客様の個人データの処理にデータ保護法が適用される場合、両当事者は、以下を了解し、これに合意します。(i) お客様個人データの処理に関しては、お客様が管理者であり、Clarivate はお客様を代理して処理を行う処理者であること（詳細については、本 DPA の Appendix A（データ処理の詳細）に記載されています）、(ii) お客様個人データは、適用されるデータ保護法に従い扱われること。

(b) **目的の制限** Clarivate は、適用法を遵守する必要に応じて、お客様が書面で行った適法な指示に従ってのみ、お客様個人データを処理するものとします。両当事者は、お客様個人データの処理に関するお客様の完全かつ最終的な Clarivate への指示が本 DPA 及び本合意に定められていることに合意し、こうした指示の範囲外の処理（該当する場合）については、当事者間の書面に定めるものとします（「正当な目的」といいます）。

(c) **禁止されたデータ** 本 DPA の Appendix A に別段の定めがある場合を除き、お客様は、本合意に基づく処理を行うことを目的として、Clarivate に対していかなる特別なカテゴリーの個人データも提供（他者を介する提供を含みます）してはなりません。Clarivate は、個人データの侵害その他の有無にかかわらず、そのようなデータに関するいかなる責任も負いません。

(d) **お客様のコンプライアンス** お客様は、以下を表明し、保証するものとします。(i) お客様の個人データのお客様自身による処理及び Clarivate に対する当該データの処理の全ての指示に関連して、データ保護法を含む全ての適用法を遵守しており、今後も遵守すること、及び (ii) Clarivate が本合意に記載された目的でお客様の個人データを処理するためにデータ保護法に基づき必要となる全ての通知を行っており、今後も通知すること。同様に、全ての必要な同意と権利を取得しており、今後も取得すること。お客様の個人データの正確性、品質、適法性、並びにお客様によるお客様の個人データの取得方法については、お客様が単独で責任を負うものとします。

(e) **お客様の指示の適法性** お客様は、Clarivate がお客様の指示に従って行うお客様の個人データの処理により、Clarivate がいかなる適用法、規制又は規則（データ保護法を含みますがこれに限りません）にも違反しないことを保証するものとします。Clarivate は、お客様によるデータ処理の指示が GDPR 又は UK GDPR に該当する法令に違反していると判断した場合、ただちに書面でお客様に通知するものとします。ただし当該通知を行うことが、適用されたデータ保護法で禁止されている場合はこの限りではありません。

3. 代理処理

(a) **適格な代理処理者** お客様は Clarivate に対し、本サービスの提供を目的としてお客様の代理で行うお客様の個人データの処理を代理処理者に委託することについて、全面的な許可を書面で与えるものとします。お客様は、こちらから、又は data.privacy@clarivate.com 宛に書面で依頼することにより、関連する代理処理者の一覧を確認することができます。この一覧には、当社の代理処理者、それぞれの組織の法域、及びそれらの活動の説明のほか、代理処理者の交代又は追加に関する公表、並びにお客様がかかる交代や追加に関する事前通知を受け取るための登録方法に関する指示が含まれます。登録時に、Clarivate は、代理処理者にかかる追加又は交代による変更の意図がある旨を

お客様に通知するものとし、お客様が新規の代理処理者の使用について 10 日以内に正当な理由をもって通知により異議を唱えた場合、Clarivate は、その代理処理者による処理を避けるために、本サービスを変更するための又は商業上合理的な変更を提案するための合理的な努力を行うものとし、Clarivate が合理的な期間内に当該代替策を提供できない場合、お客様は、30 日以内に Clarivate に書面で解約通知を提供することにより、いずれの当事者に対しても罰則又は責任を課すことなく、影響を受けたサービスのうち、異議が唱えられた新しい代理処理者を使用しなければ提供することのできない部分のみを解約することができ、お客様は、解約されたサービスに対して前払いした料金につき案分した額の払い戻しを受ける権利を有します。

(b) 代理処理者の義務 Clarivate は、(i) 各代理処理者との間で、本 DPA に記載されているお客様の個人データに対する保護と同等かそれ以上のデータ保護義務を含む契約を書面で締結するものとし、かつ (ii) 代理処理者が本 DPA に基づく義務を遵守することについて引き続き責任を負うものとし、

4. セキュリティ

(a) セキュリティ対策 Clarivate は、Appendix B に記載されている Clarivate のセキュリティ基準（「技術的及び組織的セキュリティ対策」といいます）に従い、お客様の個人データを個人データの侵害から保護し、お客様の個人データのセキュリティと秘密性を保つための適切な技術的及び組織的なセキュリティ対策を実施し、これを維持するものとし、

(b) 処理の秘密保持 Clarivate は、お客様の個人データを処理することを Clarivate から許可された者に対して、適切な秘密保持義務を課すものとし、

(c) セキュリティ対策の更新 お客様は、データセキュリティに関して Clarivate から提供された情報を確認し、本サービスがデータ保護法に基づくお客様の要件及び法的義務を満たすか単独で判断する責任を負います。お客様は、技術の進歩や発展に伴いセキュリティ対策が変更されること、及び Clarivate がセキュリティ対策のアップデートや変更を適宜行うことを認めるものとし、ただし、当該アップデート及び変更は、お客様に提供される本サービスの全体的なセキュリティの低下を生じさせないことを条件とします。

(d) 個人データの侵害への対処 個人データの侵害の発生を知った場合、Clarivate は、(i) 遅滞なく、個人データの侵害が発生したと判断した時点から可能な限り 48 時間以内にお客様に通知するものとし、(ii) 個人データ侵害に関する時宜を得た情報をわかり次第又はお客様の合理的な要請により提供し、また (iii) 個人データ侵害の阻止及び調査を行うための妥当な措置を速やかに講じるものとし、お客様は、個人データの侵害未遂は本 4(d) 項の対象外であることに同意するものとし、個人データの侵害未遂とは、お客様の個人データ又は Clarivate がお客様の個人データを保管している施設や設備への不正アクセスに至らなかったものをいいます。Clarivate が本 4(d) 項に基づき行った個人データの侵害の通知や対応は、当該個人データの侵害について Clarivate が自己の過失又は責任を認めたとは解釈されないものとし、

5. 監査

(a) お客様の監査権 Clarivate がサービスを対象として、独立した第三者によるシステム及び組織統制 (SOC) 2 報告書、システム及び組織統制 (SOC) 3 報告書又は ISO 27001 認証を保有している場合、お客様は、最新の報告書又は認証の写しを提出するよう書面で Clarivate に指示することにより、本 DPA 又は SCC (適用される場合) に基づき自らが有する監査又は査察の実施権を行使することに同意します。なお、かかる報告書又は認証の写しは Clarivate の秘密情報とみなされます。SCC が適用される場合、本条のいかなる内容も、SCC に基づく監督機関又はデータ主体の権利を変更したり、そうした権利に影響を与えたりするものではありません。Clarivate が当該報告書又は認証を提供しない場合、お客様は、個人データ侵害、又は当社のプライバシー及びセキュリティ慣行に関する正当な苦情がない限り、年に 1 回を限度として監査を実施する権利を有します。

(b) 通知と範囲 お客様からの 30 日以上前の書面での通知により、Clarivate は、本 DPA の遵守を証明するために必要な全ての情報及びデータ保護法により要求される全ての情報をお客様が入手できるようにし、本 DPA の遵守を評価するためにお客様が行う調査など、お客様による監査を許可し、これに協力します。お客様と Clarivate は、監査を実施するにあたり、前もって、その監査の範囲、時期及び期間について相互に合意するものとし、お客様は、監査のために Clarivate 又は第三者代理処理者が要した時間に対して支払うものとし、当社の代理処理者に対する監査が要請された場合、お客様は、当該監査が追加の又は異なる監査条件の対象となる場合があることを了解します。全ての支払いレートは、Clarivate 又は第三者代理処理者が費やしたリソースを考慮し合理的に定められます。監査及び調査には Clarivate の適切なデータ保護方針が適用されるものとし、従業員の給与や人事記録、お客様の個

人データとは関係がない Clarivate の拠点、帳簿、文書、記録、その他の情報のいかなる部分、又はその他の秘密情報、法律上の特権がある情報は対象外となります。監査や調査で得られた情報及び監査や調査の結果は、Clarivate の秘密情報とみなされます。

6. 国際的な移転

(a) データセンターの場所 6(b)項及び 6(c)項を条件として、また、書面で別途合意されない限り、お客様は、Clarivate がお客様の個人データを米国又は Clarivate 若しくはその関係会社や代理処理者がデータ処理業務を行う世界中のその他の地域へ移転すること及びこれらの場所で処理できることについて了解するものとします。以下に詳細に定めるとおり、Clarivate は、当該移転に関して、データ保護法及び本 DPA の要件を遵守して、個人データ保護の適切な保護措置及び執行を行うためのメカニズムを整備するよう徹底し、かかる移転がデータ保護法及び本 DPA の要件を遵守して行われるようにします。

(b) オーストラリアでの移転 Clarivate がオーストラリアプライバシー法の保護対象であるお客様個人データの受領者である範囲において、両当事者は、両当事者が合意した条件で許可された通りに、また、Clarivate が本 DPA 及びオーストラリアプライバシー法に従うことを条件として、Clarivate がそのようなお客様の個人データをオーストラリア国外に移転できることを了解し、これに同意するものとします。

(c) 欧州データ移転 個人データが適切な水準で保護されていると認められていない欧州圏外の国（適用される EU データ保護法で述べられている通り）において、Clarivate が EU データ保護法の保護対象であるお客様の個人データ（「EU データ」といいます）を受領する場合、両当事者は、Appendix C に規定された EU SCCs を遵守すること、及び当該 EU SCCs に準拠して EU データを処理することに同意するものとします。EU SCCs の説明のために記すと、Clarivate が「データ輸入者」にあたり、（お客様が英国外に所在する企業体であっても）お客様が「データ輸出者」にあたることに、Clarivate は同意します。

(d) UK データ移転 個人データが適切な水準で保護されていると認められていない英国外の国（適用される UK データ保護法で述べられている通り）において、Clarivate が UK データ保護法の保護対象であるお客様個人データ（「UK データ」といいます）の受領者である範囲において、両当事者は、Appendix D に規定された UK SCCs を遵守すること、及びその UK SCCs に準拠して UK データを処理することに同意するものとします。UK SCCs の説明のために記すと、Clarivate が「データ輸入者」にあたり、（お客様が欧州圏外に所在する企業体であっても）お客様が「データ輸出者」にあたることに、Clarivate は同意します。

(e) 代替移転メカニズム Clarivate が EU データ又は UK データの移転に関して本 DPA に規定されていない代替データ輸出メカニズム（SCCs の新バージョンや後継を含み、「代替移転メカニズム」といいます）を採用する範囲においては、本 DPA に記載された移転メカニズムに代わり、代替移転メカニズムが適用されます（ただし、当該代替移転メカニズムがデータ保護法に準拠し、且つ、当該代替移転メカニズムがデータの移転先の国に適用される程度に限られるものとします）。さらに、管轄裁判所又は監督機関により、本 DPA に記載されている手段では EU データ又は UK データ（適用されるデータ保護法の意義の範囲内において）の移転を適法に行うことができないと命じられた場合（理由の如何を問いません）、Clarivate は、当該データの適法な移転を可能にするために合理的に必要な追加の手段や保護手段を実施することができます。

7. データの返却又は削除

サービスが終了又は満了した場合、並びにかかる終了又は満了後 30 日以内にお客様の書面による要求及び選択が行われた場合、Clarivate は、（お客様の選択により）Clarivate が所有又は管理するお客様の個人データの全て（コピーを含みます）の削除又はお客様への返却を行うものとします。ただし、当該返却により、その時点における Clarivate の時間給でお客様に追加手数料が発生する場合があります。当該手数料の概要は、両当事者が合意した別個の見積書及び作業明細書に記載されます。この規定は、以下には適用されません。(i) Clarivate がお客様の個人データの全部又は一部の保持を適用法で義務付けられている範囲、又は (ii) Clarivate がバックアップシステムにアーカイブしたお客様の個人データ。Clarivate は、Clarivate の削除に関する方針に従って削除されるまで、当該データを安全に隔離し、それ以上の処理が行われないよう保護するものとします。

8. データ主体の権利及び協力

(a) データ主体からの要求 サービスの一環として、Clarivate は、お客様の個人データの抽出、修正、削除又は使用制限を行うことができるセルフサービス機能をお客様に提供します。お客様は、お客様のアカウントを経由したデータ主体からの要求への対応について、データ保護法に基づく自己の義務に役立てるため、追加費用なしに、この機能を使用することができます。さらに Clarivate は、処理の性質を考慮して、適用されるデータ保護法に基づくデータ主体の権利に関するデータ保護義務をお客様が遵守できるよう、可能な範囲で、合理的な追加支援をお客様に提供します。Clarivate に対して直接、そのような要求がなされた場合、Clarivate は、適切であると合理的に判断される場合（例えば、データ主体に対してお客様にコンタクトするよう案内する場合、データ主体に対してセルフサービス機能の情報とともに一般に公開されているリンクを案内する場合、又は要求の性質やどのお客様が関係しているかを確認する場合など）を除き、又は適用法で義務付けられる場合を除き、お客様の事前の承認なしに、当該要求への直接の対応は行わないものとします。Clarivate が当該要求への対応を義務付けられる場合、法的に禁止されない限り Clarivate は速やかにお客様に通知し、その要求の写しをお客様に提供するものとします。

(b) データ保護の影響評価 適用されるデータ保護法で義務付けられる範囲において、Clarivate は、お客様がデータ保護法で義務付けられるデータ保護の影響評価又はデータ保護当局への事前相談を実施できるよう、（処理の性質や Clarivate が入手できる情報を考慮して）サービスに関して合理的に要求された全ての情報を提供するものとします。

9. 法域別条件

Appendix E に記載されたいずれかの法域で生じたお客様の個人データであって、かかる法域のデータ保護法により保護されているお客様の個人データを Clarivate が処理する範囲においては、本 DPA の条件に加えて、Appendix E に記載された該当法域に関する条件（「法域別条件」といいます）が適用されます。法域別条件と本 DPA のその他の条件との間に、矛盾又は不明瞭な点がある場合、法域別条件が優先します。ただし、当該法域別条件は Clarivate に適用される範囲でのみ優先されるものとします。

10. 本合意との関係

(a) 期間 本 DPA は、Clarivate がお客様に代わってお客様の個人データの処理業務を実施する限り、又は本合意が終了するまで（且つ、上記 7 条に従い、お客様の個人データの全てが返却又は削除されるまで）、有効であるものとします。

(b) 優先性 両当事者は、本 DPA が、両当事者が本サービスに関連してこれまでに締結したデータ処理に関する既存の合意や同様の文書に置き換わるものであることに合意します。お客様の個人データの処理に関して本 DPA と本合意の残りの部分との間に矛盾又は齟齬が生じた場合、(i) SCCs、(ii) 本 DPA、(iii) 本合意の残りの部分（本合意の残りの部分は、本合意に規定される優先順位に従って解釈されるものとします）の順に優先します。

(c) 変更の効果 本 DPA によって変更される部分を除き、本合意は変更されず、有効であるものとします。

(d) 第三者の権利 本 DPA の当事者、その継承者及び正当な譲受人以外の者は、本 DPA の条件を執行するいかなる権利も有しないものとします。

(e) 準拠法 本 DPA は、適用されるデータ保護法に別段の定めがある場合を除き、本合意の準拠法及び裁判管轄に関する条件に従い、これにより解釈されるものとします。

(f) 認定関係会社 両当事者は、本合意を締結することにより、お客様が自身を代表して、また該当する場合はその認定関係会社の名義で、当該認定関係会社を代表して本 DPA を締結したことになり、それにより Clarivate と当該各認定関係会社との間に別個の DPA が成立することを了解し、これに合意します。各認定関係会社は、本 DPA に基づく義務に拘束されることに同意します。お客様は、本 DPA に基づき Clarivate との全ての連絡を調整する責任を負い、認定関係会社に代わって本 DPA に関する連絡を送受信する権利を有します。適用されるデータ保護法により、認定関係会社が、Clarivate に対して自ら直接、本 DPA に基づく権利を行使するか、又は救済を求める場合を除き、お客様と各認定関係会社は、以下のことに合意します。(i) 本合意の契約当事者であるお客様が、認定関係会社に代わり当該権利を行使するか、当該救済を求めること、(ii) 本合意の契約当事者であるお客様が、自らとその全ての認定関係会社を合わせて、本 DPA に基づく当該権利を行使するか、当該救済を求めること、(iii) いずれかの当事者の責任に言及する場合、本合意及び本 DPA 契約に基づく当該当事者の責任とその全ての関係会社の責任の両方を指すこと。

疑義を避けるために付すと、認定関係会社は、本合意の当事者ではなく、また本合意の当事者にはなりません。

Appendix A – データ処理の詳細

データ管理者：

本 DPA の条件に基づく管理者の資格を有する、お客様または適確な関係会社をいいます。

データ処理者：

本 DPA の条件に基づきお客様の個人データを処理する、Clarivate の企業体またはその関係会社をいいます。

対象：

本 DPA に基づくデータ処理の対象は、お客様の個人データです。

処理の期間：

Clarivate は、本 DPA の第 7 条及び第 10 条 (a) の定めに従い、お客様の個人データを処理します。

処理の目的及び性質：

お客様の個人データの処理の目的及び性質には、次のものを含みます。(i) 本合意に従ってサービスを提供するために必要な処理、(ii) 本合意及び本 DPA に基づく Clarivate の契約上の義務を履行する目的、(iii) データ管理者から（電子メール又はサポートチケットを介して）受領したその他の合理的な指示であって、本合意の条件と矛盾しないものに準拠する目的、及び (iv) 下記の該当サービスに記載されたもの。

データ主体のカテゴリー：

管理者は、サービスに対してお客様の個人データを提出することが出来ます。その範囲は管理者の裁量により決定及び管理されるものであり、以下のサービスごとに記載されたデータ主体のカテゴリーに関するお客様の個人情報を含みますが、これに限定されません。

個人データのカテゴリー：

管理者は、サービスが提供される目的に従いお客様の個人データをサービスに送信することが出来ます。なおその範囲は本書又は本合意に定める制約を受け、データ管理者の独自の裁量により決定及び管理し、以下のサービス及び提供される製品文書に記載された個人データのカテゴリーを含みますが、これに限定されません。

サービス	目的と性質	データ主体のカテゴリー	個人データのカテゴリー
Converis	ホスティング、サービスの実装、技術サポート	- 管理者の従業員、代理人、アドバイザー及び契約社員 - 管理者から本サービスの使用を許可された個人 - 査読担当者、参加雑誌の編集者など、学術コミュニティのメンバー - 管理者が決定したその他のデータ主体	- 氏名及び機微性のないその他の識別情報（従業員 ID 番号、ResercherID、ユーザー名など） - 人口統計学的情報 - 業務上のコンタクト情報 - 職業的情報 - 本サービスにおいて追加、生成又は保存されるその他のカテゴリーの個人データであって、本合意に基づき許可されたもの
Discovery, Research and Library Workflow Solutions: 360 Core 360 LINK 360 MARC Updates 360 Resource Manager	ホスティング、サービスの実装、技術サポート	図書館利用者、図書館スタッフ、教員、学生、管理者、従業員、訪問者、同窓生	<u>図書館利用者及び使用者の情報（以下を含む）</u> - 氏名 - 郵送先住所 - 電子メールアドレス - 電話番号及びその他の連絡先情報 - 機関識別番号 - 部署と職務

360 Search Intota™ Assessment Pivot/Pivot-RP RefWorks Summon Ulrichsweb Ulrich's™ Serials Analysis System Intota™			• <u>スタッフの基本情報及びスタッフの連絡先情報</u> • <u>スタッフの業務及び活動の記録を含む、スタッフ関連の使用状況情報</u> • <u>研究活動</u> • <u>一般的な使用情報（IP アドレスなどの接続データを含む）</u> • <u>サプライヤー／ベンダー情報</u>
First to File	ユーザーアカウントの事前登録、ホスティング、実装、技術サポート、プロフェッショナルサービス（該当する場合）	• 管理者の従業員、代理人、アドバイザー、フリーランサー（自然人） • 管理者から本サービスの使用を許可された個人 • 管理者の見込み顧客、顧客、ビジネスパートナー、及びベンダー（自然人） • 管理者の見込み顧客、顧客、ビジネスパートナー及びベンダーの従業員又はコンタクト • 発明者、特許出願人及び譲受人、商標権者、弁護士（該当する場合、弁理士を含みます）を含む、管理者が決定したその他のデータ主体	• 氏名及び機微性のないその他の識別情報（署名など） • 業務上のコンタクト情報 • 人口統計学的情報 • 職業的情報 • 本サービスにおいて追加、生成又は保存されるその他のカテゴリーの個人データであって、本合意に基づき許可されたもの
Integrated Library Systems: Millennium Polaris Sierra Vega Virtua 及び関連モジュール	ホスティング（管理者又は承認済み外部ホスティングプロバイダーがホストする場合を除く）、実施、技術サポート	• 管理者の職員、被指名者、顧問、フリーランサー（自然人） • 管理者からサービスの利用を許可された者（図書館利用者を含む）	• 図書館利用者のデータ（図書館カード番号又その他の識別番号など。データ主体の図書館カードの画像、年齢又は生年月日、連絡先情報、居住証明書等が含まれるほか、政府発行の身分証明書やデータ主体がお客様に提供したその他の文書のコピーが含まれる場合がある） • サービスの利用に関する情報（図書館利用者の場合は、図書館のリソースの使用など（訪問した場所や支所、要請したか、保持しているか、返却したか、又はアクセスした資料の履歴を含む）） • 図書館スタッフとのやり取り • その他の図書館サービスの利用、支払いを容易にするために提供された情報、延滞料金又は罰金 • 氏名及び機微性のないその他の識別子（職員ID 番号、ユーザー名など） • 業務上の連絡先情報 • 人口統計学的情報 • 専門情報 • サービスにおいて追加、生成又は保存されるその他のカテゴリーの個人データであって、基本契約に基づき認められるもの
IP management systems: FoundationIP IPfolio Ipendo Inprotech Memotech Patrawin	ホスティング（管理者又はSalesforce などの承認済み外部ホスティングプロバイダーがホストする場合を除く）、実施、技術サポート	• 管理者の職員、被指名者、顧問、フリーランサー（自然人） • 管理者からサービスの利用を許可された者 • 管理者の見込み顧客、顧客、ビジネスパートナー、ベンダー（自然人）	• 氏名及び機微性のないその他の識別子（職員ID 番号、ユーザー名など） • 業務上の連絡先情報 • 人口統計学的情報 • 専門情報

The IP Management System Unycom		● 管理者の見込み顧客、顧客、ビジネスパートナー及びベンダーの職員や連絡担当者 ● 発明者、特許出願者及び譲受人、商標権所有者、弁護士（該当する場合、弁理士を含みます）など、管理者が決定したその他のデータ主体	● サービスにおいて追加、生成又は保存されるその他のカテゴリーの個人データであって、基本契約に基づき認められるもの
IP プロフェッショナルサービス	IP に関連するプロフェッショナルサービスの提供（更新、ドCKETTING及び出願に関わるサービスを含みますがこれらに限定されません）	● 管理者の従業員、代理人、アドバイザー、フリーランサー（自然人） ● 管理者から本サービスの使用を許可された個人 ● 管理者の見込み顧客、顧客、ビジネスパートナー、及びベンダー（自然人） ● 管理者の見込み顧客、顧客、ビジネスパートナー及びベンダーの従業員又はコンタクト ● 発明者、特許出願人及び譲受人、商標権者、弁護士（該当する場合、弁理士を含みます）を含む、管理者が決定したその他のデータ主体	● 氏名及び機微性のないその他の識別情報（従業員 ID 番号、ユーザー名など） ● 業務上のコンタクト情報 ● 人口統計学的情報 ● 職業的情報 ● 本サービスに追加された、本サービスにより生成された、又は本サービスに保存されたその他のカテゴリーの個人データであって、本合意に基づき許可されたもの
市場調査 - 市場調査活動の一環として行われる契約上必要な安全性及び品質に関する報告	本合意に規定されたお客様又は製造販売承認取得者に対する安全性及び品質に関する事象の報告	市場調査参加者	● 氏名 ● 人口統計学的情報 ● 職業的情報 ● コンタクト先情報 ● 謝礼金の処理に必要な情報
市場調査 - 一次市場調査プロジェクトのためのリストベースの募集活動	一次市場調査のための特定の人物の募集を目的としてお客様から提供されたリストの取扱い	潜在的市場調査参加者	● 氏名 ● 人口統計学的情報 ● コンタクト情報 ● 職業的情報 ● 謝礼金の処理に必要な情報
My Organization (InCites Benchmarking and Analytics Module)	Clarivate の InCites における My Organization モジュール上で、お客様が自己の研究者データベースをアップロード、分析、及び管理できるようにすること	● 管理者の従業員、代理人、アドバイザー、及び契約社員（自然人） ● 管理者から本サービスの使用を許可された個人 ● 管理者が決定したその他のデータ主体	● 氏名及び機微性のないその他の識別情報（従業員 ID 番号、ResearcherID、ユーザー名など） ● 人口統計学的情報 ● 業務上のコンタクト情報 ● 職業的情報 ● 本サービスに追加された、本サービスにより生成された、又は本サービスに保存されたその他のカテゴリーの個人データであって、本合意に基づき許可されたもの
クラウドベースの library management, discovery, research, reading list and mobile/web app (Ex Libris SaaS services):	ホスティング、サービスの実装、技術サポート及び／又はその他の関連サービス	図書館利用者、図書館スタッフ、教員、学生、管理者、従業員、研究者、訪問者、同窓生	● <u>図書館利用者及び使用者の情報（以下を含む）</u> ○ 氏名 ○ 郵送先住所 ○ 電子メールアドレス ○ 電話番号及びその他の連絡先情報 ○ 機関識別番号

Alma			- 図書館／カタログ関連の図書館利用者及び使用者の情報（以下を含む） - 図書館の活動、貸出及び罰金に関する情報 - スタッフの基本情報（連絡先情報を含む） - スタッフの業務及び活動の記録を含む、スタッフ関連の使用状況情報 - 研究活動 - 一般的な使用情報（IP アドレスなどの接続データを含む） - サプライヤー／ベンダー情報 - 該当する場合、モバイルプラットフォーム情報 - デバイス情報（識別子やプラットフォームなど） - 該当する場合、出勤及び位置データ
以下を含む、ローカルにインストールされた Ex Libris ソフトウェアのソフトウェアサポート及びメンテナンスサービス：	リストされた製品のローカルインストールバージョンへのリモートアクセスによるサポートとメンテナンスのパフォーマンス	お客様が選択し、Clarivate が一時的にアクセスできるローカルインストールシステムに保存される、データ主体のカテゴリ	- ソフトウェアメンテナンス及びサポートサービスの提供に関連して Clarivate がアクセス権を有するプログラムを実行するローカルシステム上にお客様が保存するか、ソフトウェアメンテナンス及びサポートサービスの提供の過程でお客様が Clarivate に提供する個人データの種類 - 処理は非常に限定的であり、主にサポートサービスのコールを解決するために、システムのアクティブ、かつ一時的なリモートアクセス中の個人データへの偶発的なアクセスに関与します。
Aleph Local			
Primo Local			
Rosetta Local			
Voyager Local			
SFX			
Web of Science Reviewer Recognition;	該当するサービスへのサインアップを招待された個人リスト（お客様から提供されたもの）を処理する場合のみ	研究者や査読者など、学術コミュニティのメンバー	- 氏名及び機微性のないその他の識別情報（ResearcherID など） - 人口統計学的情報 - 業務上のコンタクト情報 - 職業的専門情報 - データ主体の査読活動に関連するその他の情報
Web of Science Author Connect			
Web of Science Reviewer Locator			
ScholarOne	ホスティング、技術的サポート、及び関連サービス	- 管理者の従業員、代理人、アドバイザー、及び契約社員（自然人） - 出版物の著者や査読者など、学術コミュニティのメンバー - 管理者が決定したその他のデータ主体	- 氏名及び機微性のないその他の識別情報（従業員 ID 番号、ResearcherID、ユーザー名など） - 人口統計学的情報 - 業務上のコンタクト情報 - 職業的情報 - 本サービスにおいて追加、生成、又は保存されるその他のカテゴリの個人データであって、本合意に基づき許可されたもの

特別カテゴリの個人データ（GDPR に定義された通り）又はセンシティブデータ：

市場調査活動の一環として契約で要求された報告義務がある安全性または品質に関する事象のために処理される健康関連の詳細情報を除き、本サービスの提供に関連して、Clarivate が特別カテゴリの個人データの収集や処理を希望したり、そうしたデータを意図的に収集又は処理したりすることはありません。

処理業務：

お客様の個人データは、本合意（本 DPA 及び作業明細書又は注文書を含みます）に基づき処理され、また、お客様に提供される本サービスの提供、維持及び改善のために必要な場合に、本合意に従ってまたは適用法によって求められる通りに処理されます。お客様の個人データには、次のような処理業務が行われる場合があります。

業務又は一連の業務とは、それが自動化されているかどうかに関わらず、収集、記録、組織化、構造化、保存、翻案や改変、検索、参照、使用、送信による開示、頒布若しくはその他の方法により入手可能とすること、調整若しくは結合、制限、消去若しくは破壊をいいます。

個人データ移転の頻度：

お客様の個人データは、開始時、及び期間中必要に応じて移転されます。

保持期間：

データは、本 DPA の第 7 条に記載された通り、本合意の期間、保持されるものとします。

上の規定は、Clarivate から代理処理者への移転についても適用されるものとします。

Appendix B – 技術的及び組織的対策

本サービスには、以下に記載された技術的及び組織的対策が適用されます（本 DPA の第 4 条(c)に準拠して随時更新されます）。

情報セキュリティプログラム

Clarivate は、情報セキュリティに関するよく知られた業界標準に沿って、必要な技術的及び組織的対策を網羅する明確に定義された情報セキュリティプログラムを設け、自社の情報資産の機密性、完全性及び可用性を保護しています。

人員

当社の全スタッフは、当社のバリューとミッションを網羅した行動規範を遵守しなければなりません。当社の全スタッフは、自己の責任及び当社のポリシーと基準を把握しており、また、当社の情報セキュリティチームから、適切なガイダンスとサポートを定期的に受けています。

重要な情報資産に対する脅威を軽減するため、正社員の採用活動にあたっては、関連する法令や規制に従って経歴の確認が適切に実施されます。

当社では、全員を対象とした情報セキュリティトレーニングを継続的に実施し、必要に応じて、特定の対象グループ及び個人に向けた追加トレーニングを実施しています。当社スタッフは秘密保持義務を負っており、また、当社のポリシーや自己の責任を遵守しなかった場合の結果について理解しています。

Clarivate における従業員の退職プロセスには、システムの許諾及びアクセス権の無効化、並びに会社資産の返却を直ちに実施することが含まれています。

個人データの暗号化

個人情報、電子的送信中に許可なく読み取られ、複製され、改変され、削除されることを防ぎ、個人データの移転先組織をデータ送信機能により確認することができるよう、暗号化を含む対策が取られています。

ユーザーアクセスの管理

Clarivate は、情報資産へのアクセス権の付与に関して、明確に定義されたプロセスを設けています。当社は、権限のない人物がデータ処理設備（アクセス管理、ログ記録、パスワード保護を含みます）を使用することを防ぐための対策を行っています。

データ処理設備のユーザー権限は、個人データへのアクセスを制限し、不正なアクセスや開示から保護するためのそれぞれの役割や責任に沿って認められています。Clarivate のパスワードポリシーは、全ての情報資産について全体的に、パスワードの長さ、複雑さ、パスワードの有効期限、履歴、及び認証失敗時のアカウントロックに関する要件を定めています。

インフラのセキュリティ

当社のサービスは、パブリックネットワーク及びプライベートのネットワークを通じて提供されます。通信内容は安全なチャネル及び暗号化によって傍受から保護されています。Clarivate は、侵入防御システム(IPS)、ネットワークアクセスを管理し制限するファイアウォールや AWS のグループ、データセンターの VLANs 用いてネットワークとの境界を保護しています。

システム及びデータの適切な水準の保護を確実にするために設計された階層型コントロール（ネットワークセグメンテーションの使用を含みます）があります。

マルウェア対策

Clarivate が所有しサポートを行っているオペレーティングシステム（当社のデータセンターでホストされているか、クラウドに配置されています）は、当社のポリシーに従い、次世代ウイルス対策ソリューションで保護されています。

パッチ管理

当社では、内部の脆弱性管理ツール、ベンダーやその他の第三者セキュリティ組織を通じてセキュリティ脅威インテリジェンスの収集と検証を行っています。当社ではパッチ管理基準を設けており、テクノロジーチームによる適切なパッチ適用を行います。当社のセキュリティパッチは、パッチの重大度の評価と定義から開始されます。パッチ適用後、システムの安定性と可用性を検証するために、プライオリティ認証と QA テストが用いられます。場合によっては、既知の脅威を軽減するために、追加のセキュリティコントロールが実施されます。

セキュリティモニタリング

Clarivate は、カスタマーデータへのロジカルネットワークアクセスと情報資産の使用を 24 時間 x 週 7 日記録しモニターするための専門のネットワーク & セキュリティオペレーションセンター（NOC/SOC）を設置しています。セキュリティログは、リアルタイム認識、イベント相関、インシデント対応のため、SOC（セキュリティオペレーションセンター）へ送られます。データエントリーの記録も行われ、個人データ処理システムへの個人データの入力や改変、又は個人データの削除が行われたかをチェックし、もしそのようなことが行われていた場合、誰が行ったのかを確認します。

セキュリティ及びプライバシーインシデント対応

インシデントが特定された場合に、それに対するインシデント対応プロセスが設けられています。専門のインシデント対応チームが、軽減とコミュニケーションに関する手順書に従い、インシデントを管理します。

Clarivate のインシデント対応プロセスでは、セキュリティインシデントを適時に制御及び修正するための是正措置を確実に実施できるよう、インシデントの効果的な報告、調査及びモニタリングを義務付けています。

オペレーションセキュリティ

情報システム環境のオペレーションに関する全ての変更（サーバー、ネットワーク設備、ソフトウェアへの変更を含みます）は、正式な変更管理プロセスに従って行われます。

システムクラッシュや情報の偶発的削除などの事象に備えて、データ復旧を目的として情報及びソフトウェアのバックアップコピーが安全に維持されています。

容量の管理及びモニタリング

当社のオペレーション環境の健全性を維持するため、システム、サービス、及びオペレーションのモニタリングを実施しています。適切な規模の環境のモニタリング及び維持を行う管理ツールが導入されています。

脆弱性スキャン

Clarivate は、セキュリティチェック、自動又は手動のセキュリティレビュー、アプリケーション及びインフラの脆弱性評価スキャンなど、多層にわたるセキュリティ脆弱性管理プログラムを導入しています。脆弱性管理に重点を置いた当社のプログラムを実施するために、当社のグローバルネットワーク上のインターネットに接続されたサイトは、定期的にスキャンされています。

リスク管理

当社のプロダクトチーム及びテクノロジーチームは、情報セキュリティ分野の専門家に対し、定期的にリスクアセスメントを委託しています。リスクアセスメントの実施内容には、アーキテクチャレビュー、脆弱性スキャン、アプリケーションセキュリティ試験、技術コンプライアンスレビューなどがあります。

リスクアセスメントに続き、情報セキュリティリスクマネジメントチームが、プロダクトチーム及びテクノロジーチームと協議を行い、コンプライアンスの隙間や、リスクが特定された領域に取り組むための是正計画とロードマップを策定します。

さらに、IT ガバナンス、リスク及びコンプライアンスチームが、ポリシー、基準及び規制上の要件についての監査を実施し、評価用の監査結果及び業務の修正計画を記録します。

物理的セキュリティ及び第三者ベンダーのマネジメント

Clarivate 製品をホストしているクラウドサービスプロバイダーを含む全ての戦略的データセンターは、Clarivate が採用した業界の物理的セキュリティ基準に従ってデプロイされ、管理されます。当社のガイドラインには、物理的セキュリティ、建物の維持管理、防火、空調、補助発電機付きの UPS、種々の電力及び通信へのアクセスに関する要件が含まれます。Clarivate は、ベンダーリスクマネジメントプログラムの一環として、第三者データセンターの監査保証報告書のレビューを行っています。

当社施設への出入りが、コントロールされた方法で、オペレーション上の必要性がある場合にのみ許可されるよう、当社施設への出入りをコントロールするための様々な安全策が用いられています。施設の秘密性に応じて、サービス時間外のアラーム装置やセキュリティサービス、異なるセキュリティゾーンへの場所の分割、警備員、ID カード、近接型カードリーダーを組み込んだ電子アクセス制御、物理的な施錠、PIN 番号といった対策の全部又は一部を実施しています。

Appendix C - EU 標準契約条項（処理者）

管理者から処理者へ

セクション I

第 1 条

目的及び範囲

- (a) 本標準契約条項の目的は、個人データの第三国への移転について、個人データの処理に係る自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日付の規則(EU) 2016/679（一般データ保護規則）の要件を確実に遵守することです。
- (b) 当事者：
- (i) Annex I.A に記載された自然人若しくは法人、公的機関、政府機関又は組織（「法的主体」といいます）であって個人データを移転する者（それぞれを「データ輸出者」といいます）、及び
- (ii) Annex I.A に記載された組織であって、第三国において、データ輸出者から個人データを直接又は他の法的主体（本条項の当事者）経由で間接的に受領する法的主体（それぞれを「データ輸入者」といいます）
- は、本標準契約条項（「本条項」といいます）に同意したものとします。
- (c) 本条項は、Annex I.B に記載された個人データの移転について適用されます。
- (d) 本条項の Appendix、及び Appendix で参照される Annex は、本条項の重要な部分を構成します。

第 2 条

本条項の効果及び不変性

- (a) 本条項は、規則（EU）2016/679 の第 46 条(1)及び第 46 条(2)(c)に基づく強制力のあるデータ主体の権利及び有効な法的救済策を含む、管理者から処理者への、または処理者から処理者へのデータ移転に関する適切な保護手段並びに規則（EU）2016/679 の第 28 条(7)に基づく標準契約条項を定めています。ただし、適切なモジュールを選択するか、又は Appendix に情報を追加する若しくは Appendix の情報を更新する場合を除き、本条項は変更されないものとします。これは、本条項に直接的又は間接的に矛盾しない限り、また、データ主体の基本的な権利又は自由を侵害しない限り、当事者が本条項に規定された標準契約条項をより広い範囲の内容の契約に含めること、または他の条項若しくは保護手段を追加することを妨げるものではありません。
- (b) 本条項は、規則（EU）2016/679 に基づきデータ輸出者が従う義務に影響を与えるものではありません。

第 3 条

第三者受益者

- (a) データ主体は、以下の場合を除き、第三者受益者として、データ輸出者またはデータ輸入者に対して本条項に基づく権利を行使することができます。
- (i) 第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条
- (ii) 第 8 条 – 第 8.1 条(b)、第 8.9 条(a)、(c)、(d)及び(e)
- (iii) 第 9 条 – 第 9 条(a)、(c)、(d)及び(e)
- (iv) 第 12 条 – 第 12 条(a)、(d)及び(f)

- (v) 第 13 条
- (vi) 第 15.1 条(c)、(d)及び(e)
- (vii) 第 16 条(e)
- (viii) 第 18 条 – 第 18 条(a)及び(b)

(b) (a) 号は、規則 (EU) 2016/679 に基づくデータ主体の権利を侵害するものではありません。

第 4 条

解釈

- (a) 本条項が規則 (EU) 2016/679 で定義されている用語を使用している場合、それらの用語は当該規則における意味と同じ意味を持つものとします。
- (b) 本条項は、規則 (EU) 2016/679 の規定を踏まえて読まれ、解釈されるものとします。
- (c) 本条項は、規則 (EU) 2016/679 に規定された権利及び義務と矛盾する方法では解釈されないものとします。

第 5 条

階層

本条項と、本条項が合意又は締結された時点で存在する当事者間のその他の合意事項との間に矛盾がある場合は、本条項が優先するものとします。

第 6 条

移転の内容

移転の内容、特に移転される個人データの категория と移転の目的は、Annex I.B において特定されています。

第 7 条 – オプション

[意図的に削除]

セクション II – 当事者の義務

第 8 条

データ保護手段

データ輸出者は、適切な技術的及び組織的措置の実施を通して、データ輸入者が本条項に基づく義務を履行できるかどうかを判断するために合理的な努力を行っていることを保証するものとします。

8.1 指示

- (a) データ輸入者は、データ輸出者からの文書による指示に従ってのみ個人データを処理するものとします。データ輸出者は、契約期間中、かかる指示を行うことができます。
- (b) データ輸入者は、これらの指示に従うことができない場合、直ちにデータ輸出者に通知するものとします。

8.2 目的の制限

データ輸入者は、データ輸出者から追加指示がない限り、Annex I.B で定められた特定の移転目的のためにのみ個人データを処理するものとします。

8.3 透明性

請求に応じて、データ輸出者は、両当事者が作成した Appendix を含む本条項の写しを、データ主体に対して無料で提供するものとします。企業秘密又はその他の秘密情報（Annex II において規定された措置及び個人データを含みます。）を保護するために必要な範囲で、データ輸出者は、当該写しを提供する前に Appendix のテキストの一部を編集することができますが、データ主体が他の方法でその内容を理解し、又は自身の権利を行使できるようにするための要約を提供するものとします。請求に応じて、両当事者は、編集した情報を明らかにせず可能な範囲で、編集の理由をデータ主体に対して提供するものとします。本条は、規則（EU）2016/679 の第 13 条及び第 14 条に基づくデータ輸出者の義務に影響を与えるものではありません。

8.4 正確性

データ輸入者が、受領した個人データが不正確である、又は古くなっていると認識した場合、データ輸入者は遅滞なくデータ輸出者に通知するものとします。この場合、データ輸入者はデータ輸出者と協力し、当該データを消去又は修正するものとします。

8.5 処理期間及びデータの消去又は返却

データ輸入者による処理は、Annex I.B に記載された期間内のみに行われるものとします。処理サービスの提供終了後、データ輸入者は、データ輸出者の選択に従い、データ輸出者を代理して処理した全ての個人データを削除し、データ輸出者に対してその旨を証明するか、又は、データ輸出者を代理して処理した全ての個人データをデータ輸出者に返却するとともに、既存のコピーを削除するものとします。データが削除又は返却されるまで、データ輸入者は本条項を確実に遵守し続けるものとします。データ輸入者に適用される現地法が個人データの返却又は削除を禁止している場合、データ輸入者は本条項を確実に遵守し続けることを保証し、当該現地法のもとで必要とされる範囲及び期間でのみ当該個人データを処理するものとします。これは、第 14 条、特に第 14 条(e)に基づくデータ輸入者の要件（契約期間中に第 14 条(a)の要件に沿わない法律又はその運用の対象である又は当該対象となったと信ずるに足る理由がある場合、データ輸出者に通知を行うこと）に影響を与えるものではありません。

8.6 処理のセキュリティ

- (a) データ輸入者及びデータ移転中のデータ輸出者は、データの偶発的若しくは違法な破壊、損失、改ざん、不正開示又はデータへのアクセスにつながるセキュリティ違反（「個人データの侵害」といいます）に対する保護を含む、データのセキュリティを確保するための適切な技術的及び組織的措置を実施するものとします。適切なセキュリティレベルを評価する際には、当事者は最新技術、実装コスト、処理の性質、範囲、状況、並びに目的、及びデータ主体に関する処理に伴うリスクを十分に考慮するものとします。当事者は、特に、暗号化又は仮名化（送信中を含みます）によって処理の目的が達成できる場合には、これらの手段を講じることを検討しなければなりません。仮名化の場合、個人データを特定のデータ主体に帰属させるための追加情報は、可能な限り、データ輸出者の独占的な管理下に置くものとします。本(a)号における義務を遵守するにあたり、データ輸入者は、Annex II で規定された技術的及び組織的措置を実施するものとします。データ輸入者は、これらの措置によって適切なセキュリティレベルが確実に提供され続けるために、定期的なチェックを実施するものとします。

- (b) データ輸入者は、契約の実施、管理及びモニタリングのために必須である範囲でのみ、自己の人員に対して個人データへのアクセス権を付与するものとします。データ輸入者は、個人データの処理を許可された者が守秘義務を負っている、又は適切な法定の守秘義務を負っていることを保証するものとします。
- (c) 本条項に基づきデータ輸入者によって処理された個人データに関して、個人データの侵害が発生した場合、データ輸入者は、悪影響を軽減するための措置を含め、当該侵害に対処するための適切な措置を講じるものとします。また、データ輸入者は、侵害を認識した場合、遅滞なくデータ輸出者に通知するものとします。この通知により、より多くの情報を取得するためのコンタクト情報の詳細、侵害の性質（可能な場合、これに関わるデータ主体及び個人データレコードのカテゴリ及び概数を含めるものとします）、起こり得る結果、及び当該侵害に対処するために取られた又は提案された措置（必要な場合、起こり得る悪影響を軽減するための措置を含みます）についての情報を提供しなければなりません。全ての情報を一度に提供することができない場合は、最初の通知にはその時点で得られた情報のみを含めるものとし、その後、追加情報を入手次第、遅滞なく当該追加情報を提供するものとします。
- (d) データ輸出者が規則 (EU) 2016/679 に基づく義務を遵守できるよう、特に、処理の性質及びデータ輸入者に入手可能となる情報を考慮に入れたうえで所轄監督機関及び影響を受けるデータ主体に対して通知ができるよう、データ輸入者はデータ輸出者と協力し、これを支援するものとします。

8.7 センシティブデータ

データの移転に、人種的若しくは民族的出自、政治的意見、宗教若しくは哲学上の信条、又は労働組合の加入状況を明らかにする個人データ、自然人を一意に識別することを目的とする遺伝子データ若しくは生体データ、健康、個人の性生活若しくは性的指向に関するデータ、又は刑事上の有罪判決及び犯罪に関連するデータ（「センシティブデータ」といいます）が含まれる場合、データ輸入者は、Annex I.B で規定された特定の制限または追加の保護手段を適用するものとします。

8.8 二次移転

データ輸入者は、データ輸出者からの文書による指示に基づく場合のみ、個人データを第三者に開示するものとします。さらに、欧州連合の域外の第三者への開示（データ輸入者と同じ国又はその他の第三国。「二次移転」といいます）については、当該第三者が、適切なモジュールに基づき本条項に拘束されているか、若しくは拘束されることに同意する場合、又は以下の場合のみ可能であるものとします。

- (i) 当該二次移転が、二次移転について規定している規則 (EU) 2016/679 第 45 条に基づき十分に認定された利益を享受している国へのものである場合。
- (ii) (i)以外の場合で、第三者が、当該処理に関して、規則 (EU) 2016/679 の第 46 条又は第 47 条に従って適切な保護手段を確保している場合。
- (iii) 特定の行政、法規制、又は司法手続きにおいて、法的請求の確立、行使、又は防御のために二次移転が必要である場合。
- (iv) データ主体又は他の自然人の重大な利益を保護するために、二次移転が必要である場合。

いずれの二次移転においても、データ輸入者が本条項に基づく他の全ての保護手段、特に目的の制限を遵守することを条件とします。

8.9 記録及び遵守

- (a) データ輸入者は、本条項に基づく処理に関連するデータ輸出者からの問い合わせについて、迅速かつ十分に対応するものとします。
- (b) 両当事者は、本条項を遵守していることを実証できるようにしておかねばなりません。特に、データ輸入者は、データ輸出者に代わって実施した処理活動についての適切な記録を保持するものとします。
- (c) データ輸入者は、本条項で定められた義務の遵守を実証するために必要な全ての情報を、データ輸出者が利用できるようにしておかねばなりません。また、データ輸入者は、データ輸出者の求めに応じ、合理的な間隔で又は違反の兆候があるときに、本条項が適用された処理活動の監査を許可し、これに協力しなければなりません。レビュー又は監査について決定を行う際、データ輸出者は、データ輸入者が持つ認証を考慮に入れる場合があります。
- (d) データ輸出者は、自身で監査を行うか、又は独立監査人に委任するかを選択することができます。監査には、データ輸入者の敷地又は物理的な施設内での検査が含まれる場合があります、それが適切な場合には合理的な通知をもって実施されるものとします。
- (e) 両当事者は、監査の結果を含め、(b)号及び(c)号で規定された情報を、所轄監督機関がその求めにより利用できるようにするものとします。

第9条

代理処理者の使用

- (a) **包括的書面による承認** データ輸入者は、合意したリストにより、代理処理者の使用についてのデータ輸出者の包括的承認を得ています。データ輸入者は、商業的に合理的な場合には少なくとも 15 日前に（いかなる場合であっても少なくとも 5 日前に）、代理処理者の追加又は交代によるリスト変更の意図をデータ輸出者に対して書面で通知するものとし、これにより、当該代理処理者が従事するよりも前に、当該変更に対して異議を申し立てるための十分な時間がデータ輸出者に対して与えられるようにするものとします。データ輸入者は、データ輸出者が異議を申し立てる権利を行使するために必要な情報を、データ輸出者に対して提供するものとします。
- (b) データ輸入者が（データ輸出者を代理して）、特定の処理活動を行うために代理処理者を使用する場合、データ輸入者は、データ主体の第三者受益者の権利に関するものを含め、本条項に基づきデータ輸入者を拘束するものと実質的に同じデータ保護義務を規定する書面での契約によって、これを行うものとします。当事者は、本項を遵守することにより、データ輸入者が第 8.8 条に基づく義務を履行することに同意するものとします。データ輸入者は、データ輸入者が本条項に従って負う義務を代理処理者が遵守することを、保証するものとします。
- (c) データ輸入者は、データ輸出者の求めに応じて、代理処理契約及びその変更契約の写しをデータ輸出者に提供するものとします。企業秘密又はその他の秘密情報（個人データを含みます）を保護するために必要な範囲で、データ輸入者は、当該写しを共有する前にその契約書テキストを編集することができるものとします。
- (d) データ輸入者は、データ輸入者との契約に基づく代理処理者の義務履行について、データ輸出者に対して引き続き全ての責任を負うものとします。データ輸入者は、代理処理者が当該契約に基づく義務を履行できなかった場合、データ輸出者に通知するものとします。

- (e) データ輸入者は、第三者受益者条項について代理処理者と合意するものとします。これにより、データ輸入者が事実上消滅した場合、法律上存在しなくなった場合、又は倒産した場合、データ輸出者は代理処理契約を終了し、代理処理者に対して個人データを消去又は返却するよう指示する権利を有するものとします。

第10条

データ主体の権利

- (a) データ輸入者は、データ主体からの要求を受領した場合、直ちにデータ輸出者に通知するものとします。データ輸入者は、データ輸出者により許可されない限り、当該要求に対して自ら応答することはないものとします。
- (b) データ輸入者は、規則(EU) 2016/679 に基づく権利の行使に対するデータ主体の要求に対応する義務の履行において、データ輸出者を支援するものとします。これに関し、当事者は、支援が提供される処理の性質や支援が必要な範囲及び程度を考慮したうえで、Annex II に適切な技術的及び組織的対策を定めるものとします。
- (c) (a)号及び(b)号に基づく義務を履行するにあたり、データ輸入者はデータ輸出者からの指示に従わなければならないものとします。

第11条

救済

- (a) データ輸入者は、苦情に対応する権限を与えられたコンタクト先の情報を、個別の通知又は Web サイトを通じて、明確かつ容易にアクセスできる形式で、データ主体に対して通知するものとします。データ主体から受領した苦情は、迅速に対処されねばならないものとします。
- (b) 本条項の遵守に関してデータ主体といずれかの当事者との間で紛争が発生した場合、当該当事者は、問題を友好的かつ速やかに解決するために最善の努力を尽くすものとします。当事者は、当該紛争について相互に情報を提供し、必要に応じて、その解決に協力するものとします。
- (c) データ主体が第3条に従って第三者受益者の権利を行使する場合、データ輸入者はデータ主体による以下の決定を受け入れるものとします。
- (i) データ主体が居住又は勤務している加盟国の監督機関、又は第13条に基づき所轄の監督機関に苦情を申し立てること。
 - (ii) 第18条の意義の範囲内で、紛争を管轄裁判所に提起すること。
- (d) 両当事者は、規則(EU) 2016/679 の第80条(1) で定められた条件の下で、データ主体が非営利団体、組織、又は協会によって代表される場合があることを認めるものとします。
- (e) データ輸入者は、適用される EU 又は加盟国の法律に基づき拘束力のある決定に従うものとします。
- (f) データ輸入者は、データ主体による選択が、適用法に従って救済を求める当該データ主体の実体上及び手続上の権利に影響を与えないことに同意するものとします。

第12条

責任

- (a) 各当事者は、本条項の違反により他の当事者に生じた損害について、他の当事者に対して責任を負うものとします。
- (b) データ輸入者はデータ主体に対して責任を負うものとし、データ輸入者又は代理処理者が本条項に基づく第三者受益者の権利に違反することによりデータ主体に引き起こされた重大又は非重大なあらゆる損害について、データ主体は補償を受ける権利を有するものとします。
- (c) (b)号に関わらず、データ輸出者はデータ主体に対して責任を負い、データ輸出者又はデータ輸入者（又はその代理処理者）が本条項に基づく第三者受益者の権利に違反することによりデータ主体に引き起こされた重大又は非重大なあらゆる損害について、データ主体は補償を受ける権利を有するものとします。これは、データ輸出者の責任に影響を与えるものではなく、また、データ輸出者が管理者代わって処理を行う処理者である場合に、適用される規則（EU）2016/679 又は規則(EU) 2018/1725 に基づく管理者の責任に影響を与えるものでもありません。
- (d) 両当事者は、データ輸出者が（c）号に基づきデータ輸入者（又はその代理処理者）が引き起こした損害の責任を負う場合、データ輸出者は、当該損害に対するデータ輸入者の責任に相当する補償の一部をデータ輸入者に対して請求する権利を有することに同意するものとします。
- (e) 本条項の違反に起因してデータ主体に生じた損害について複数の当事者が責任を負う場合、責任を負う全ての当事者は連帯して責任を負うものとし、データ主体はこれらの当事者のいずれに対しても訴訟を起こす権利を有するものとします。
- (f) 両当事者は、ある当事者が（e）号に基づき責任を負う場合、当該当事者は他の当事者に対して、損害に対する他の当事者の責任に相当する補償の一部を他の当事者に対して請求する権利を有することに同意するものとします。
- (g) データ輸入者は、自己の責任を回避するために、代理処理者による行為を求めてはならないものとします。

第13条

監督

- (a) データ輸出者が EU 加盟国内に設立されている場合、データ移転に関し、データ輸出者による規則（EU）2016/679 の遵守を確保する責任を負う監督機関が、Annex I.C に記載の通り、所轄監督機関としての役割を担うものとします。

データ輸出者が EU 加盟国内に設立されていないものの、規則(EU) 2016/679 の第 3 条(2)に基づく規則(EU) 2016/679 の適用地域内にあり、規則(EU) 2016/679 の第 27 条(1)に基づき代表者を選任している場合、規則(EU) 2016/679 の第 27 条(1)の意義の範囲内での代表者が置かれた加盟国の監督機関が、Annex I.C に記載の通り、所轄監督機関としての役割を担うものとします。

データ輸出者が EU 加盟国内に設立されていないものの、規則(EU) 2016/679 の第 3 条(2)に基づく規則(EU) 2016/679 の適用地域内にあり、規則(EU) 2016/679 の第 27 条(2)に基づき代表者を任命する必要がある場合、商品又はサービスの提供に関して本条項に基づきその個人データが移転される、又はその行動が監視されるデータ主体が所在する加盟国のいずれかの監督機関が、Annex I.C に記載の通り、所轄監督機関としての役割を担うものとします。

- (b) データ輸入者は、本条項の遵守を保証することを目的としたあらゆる手続きにおいて、所轄の監督機関の管轄に服すること、及びこれに協力することに同意するものとします。特に、データ輸入者は、問い合わせへの回答、監査への対応、及び、監督機関によって採用された措置（是正措置や補償措置を含みます）の遵守に同意するものとします。また、必要な対応が取られたことの確認書面を、監督機関に対して提出するものとします。

セクション III – 公的機関によるアクセスの場合の現地法及び義務

第 14 条

本条項の遵守に影響を与える現地法及びその運用

- (a) 当事者は、データ輸入者による個人データの処理に適用される第三国の法律及びその運用（個人データの開示要件又は公的機関によるアクセスを許可する措置を含みます）が、データ輸入者が本条項に基づく義務を履行することを妨げると信ずるに足る理由がないことを保証します。これは、基本的権利及び自由の本質を尊重し、規則（EU）2016/679 の第 23 条(1)に列挙された目的を保護するために、民主主義社会において必要かつ調和のとれた範囲を超えない法律及びその運用が、本条項と矛盾しないという理解に基づくものです。
- (b) 両当事者は、(a) 号の保証を提供する際に、特に以下の要素を十分に考慮に入れていることを明言するものとします。
- (i) 処理チェーンの長さ、関与する動作主及び使用される移転チャンネルの数を含む、移転の特定の状況；意図されている二次移転先； 受領者のタイプ； 処理の目的； 移転される個人データの категория及びフォーマット； 移転が生じる経済セクター； 移転されたデータの保存場所。
 - (ii) 移転の特定の状況、及び適用される制限並びに保護手段の観点から関連している移転先第三国の法律及びその運用（公的機関へのデータの開示を必要とするもの、又は公的機関によるアクセスに権限を与えるものを含みます）。
 - (iii) 移転中及び移転先の国において個人データの処理に適用される措置を含む、本条項に基づく保護手段を補完するために設けられた契約上、技術上、又は組織上の関連する保護手段。
- (c) データ輸入者は、(b) 号に基づく評価を実施するにあたり、データ輸出者に関連情報を提供するために最善を尽くしたことを保証するものとし、また、引き続きデータ輸出者と協力して本条項を遵守することに同意するものとします。
- (d) 両当事者は、(b) 号に基づく評価を文書化し、要求がある場合には、所轄監督機関に対してこれを提供することに同意するものとします。
- (e) データ輸入者は、本条項の締結後及び契約期間中、(a)号の要件に合わない法律又はその運用の対象であるか、対象になったと信ずるに足る理由がある場合（当該第三国の法律の変更によるもの又は措置（開示請求など）であって、そのような施行中の法律の適用が(a)号の要件に合わないという場合も含みます）、直ちにデータ輸出者に通知することに同意するものとします。
- (f) (e) 号に基づく通知があった場合、又は、データ輸入者が本条項に基づく義務を履行できなくなったとデータ輸出者が信ずるに足る理由がある場合、データ輸出者は、データ輸出者またはデータ輸入者が状況に対処するために採用すべき適切な措置（セキュリティ及び秘密性を確保するための技術的又は組織的な措置など）を速やかに特定するものとします。データ輸出者は、個人データの移転に関して適切な保護手段を確保できないと判断した場合、又は、所轄監督機関から指示された場合、データ移転を一時停止するものとします。この場合、データ輸出者は、本条項に基づく個人データの処理に関する限りにおいて、本契約を終了する権利を有するものとします。本契約に 3 者以上の当事者が存在している場合、データ輸出者は、当該当事者らが別段の合意をしない限り、関連する当事者に関してのみ、当該解除の権利を行使できるものとします。本項に従って契約が終了する場合、第 16 条(d)及び(e)が適用されるものとします。

第15条

公的機関によるアクセスの場合のデータ輸入者の義務

15.1 通知

- (a) データ輸入者は、以下の場合、データ輸出者及び、可能な場合にはデータ主体に（必要に応じてデータ輸出者の支援を得て）、速やかに通知することに同意するものとします。
 - (i) 本条項に従って移転された個人データの開示について、移転先の国の法律に基づき、司法当局を含む公的機関から法的拘束力のある請求を受け取った場合。この通知には、請求された個人データ、請求を行った公的機関、請求の法的根拠及び公的機関に提供した回答に関する情報を含めるものとします。又は、
 - (ii) 本条項に従って移転された個人データについて、移転先の国の法律に従って公的機関が直接アクセスしたことを認識した場合。この通知には、輸入者が入手できる全ての情報を含めるものとします。
- (b) データ輸入者がデータ輸出者またはデータ主体に対して通知を行うことが、移転先の国の法律により禁止されている場合、データ輸入者は、可能な限り多くの情報を可能な限り早急に伝えることを目的として、当該禁止について免除を受けるために最善の努力を行うことに同意するものとします。データ輸入者は、データ輸出者からの求めがあった場合には、自己が最善の努力として行ったことを明示できるように、それらを記録しておくことに同意するものとします。
- (c) 移転先の国の法律で許容されている場合には、データ輸入者は、本契約期間中定期的に、受領した請求について可能な限り多くの関連情報（特に、請求の数、請求されたデータの種類の、請求を行った公的機関、請求に対する異議申し立ての有無、当該異議申し立ての結果等）をデータ輸出者に提供することに同意するものとします。
- (d) データ輸入者は、本契約期間中、（a）号から（c）号に従って情報を保存し、所轄監督機関の請求に応じて、当該監督機関が利用できるようにすることに同意するものとします。
- (e) （a）号から（c）号までは、第14条(e)及び第16条に基づくデータ輸入者の義務（データ輸入者が本条項を遵守できない場合にはデータ輸出者に対して速やかに通知を行う）に影響を与えるものではありません。

15.2 合法性およびデータ最小化のレビュー

- (a) データ輸入者は、開示請求の合法性、特に、当該開示が、請求を行っている公的機関に付与された権限の範囲内にあるかどうかをレビューし、慎重な評価を行った結果、移転先の国の法律、国際法に基づき適用される義務及び国際礼譲の原則に基づき当該請求が違法であると考え合理的な理由があると結論付けた場合は、当該請求に対し異議を申し立てることに同意するものとします。データ輸入者は、同じ条件の下で、訴えの可能性を追求するものとします。請求に対して異議を申し立てる場合、データ輸入者は、管轄の司法当局が本案を決定するまで請求の効力を停止することを目的として、暫定措置を講じるものとします。データ輸入者は、適用される手続き規則に基づいて請求されるまでは、要求された個人データを開示しないものとします。これらの要件は、第14条(e)に基づくデータ輸入者の義務に影響を与えるものではありません。
- (b) データ輸入者は、自己が行った法的評価及び開示請求に対するあらゆる異議申し立てを文書化し、移転先の国の法律で許容される範囲で、データ輸出者が当該文書を利用できるようにすることに同意するものとします。また、データ輸入者は、所轄監督機関から求めがあった場合には、その監督機関が当該文書を利用できるようにするものとします。

- (c) データ輸入者は、開示請求の合理的な解釈に基づき、開示請求に応答する際に許容される最小限の情報を提供することに同意するものとします。

セクション IV – 最終規定

第 16 条

本条項の不遵守及び終了

- (a) データ輸入者は、理由の如何を問わず、本条項を遵守できない場合は、データ輸出者に対して速やかに通知するものとします。
- (b) データ輸入者が本条項に違反している場合、または本条項を遵守できない場合、データ輸出者は、本条項が再度遵守されるか、本契約が終了されるまで、データ輸入者への個人データの移転を停止するものとします。これは、第 14 条(f)に影響を与えるものではありません。
- (c) データ輸出者は、本条項に基づく個人データの処理に関する限り、以下のいずれかの場合には、本契約を終了する権利を有するものとします。
- (i) データ輸出者が、(b) 号に従ってデータ輸入者への個人データの譲渡を停止し、かつ、本条項の遵守が合理的な時間内に、いかなる場合であっても停止から 1 か月以内に回復されない場合。
 - (ii) データ輸入者が、本条項に実質的に又は継続的に違反している場合。
 - (iii) データ輸入者が、本条項に基づく義務に関して、管轄裁判所または所轄監督機関の拘束力のある決定に従わない場合。

これらの場合、データ輸出者は、当該不遵守について所轄監督機関に通知するものとします。本契約に 3 者以上の当事者が存在している場合、データ輸出者は、当該当事者らが別段の合意をしない限り、関連する当事者についてのみ、終了の権利を行使できるものとします。

- (d) (c) 号に従って本契約終了前に移転された個人データは、データ輸出者の選択により、直ちにデータ輸出者に返却されるか、又は完全に削除されるものとします。当該データの全ての写しについても同様とします。データ輸入者は、データを削除したことをデータ輸出者に証明するものとします。データが削除又は返却されるまで、データ輸入者は本条項の遵守を確保し続けるものとします。データ輸入者に適用される現地の法律が、移転された個人データの返却又は削除を禁止している場合、データ輸入者は、本条項を引き続き遵守することを保証し、当該現地法に基づいて必要な範囲及び期間内でのみ、データを処理するものとします。
- (e) (i) 欧州委員会が規則 (EU) 2016/679 の第 45 条 (3) に従って、本条項が適用される個人データの移転を対象とする決定を採択した場合、又は、(ii) 規則 (EU) 2016/679 が、個人データの移転先の国の法的枠組みの一部になる場合は、いずれの当事者も、本条項に拘束される合意を取り消すことができます。これは、規則 (EU) 2016/679 の対象となる処理に適用される他の義務に影響を与えるものではありません。

第 17 条

準拠法

本契約の準拠法 (DPA で規定される通り) が EU 加盟国の法律の場合、本条項は、当該 EU 加盟国の法律に準拠するものとします。ただし、かかる法律で第三者受益者の権利が認められている場合に限るものとします。かかる法律で第三者受益者の権利が認められていない場合、又は、本契約の準拠法が EU 加盟国の法律でない場合は、第三者受益者の権利を認めている別の EU 加盟国の法律に準拠するものとします。両当事者は、これがアイルランドの法律であることを同意するものとします。

第18条

裁判所及び管轄の選択

- (a) 本条項に起因するいかなる紛争も、EU 加盟国の裁判所によって解決されるものとします。
- (b) 両当事者は、それらが第 17 条で定める EU 加盟国の裁判所であることに同意します。
- (c) データ主体は、データ輸出者またはデータ輸入者に対して、常居所がある加盟国の裁判所に訴訟を提起することもできます。
- (d) 両当事者は、かかる裁判所の管轄権に従うことに同意するものとします。

EU 標準契約条項の Annex 1

A. 当事者のリスト

データ輸出者

本条項が添付されるデータ処理に関する追加条件（「DPA」といいます）の条件に基づきお客様の個人データを移転するお客様または適格な関係会社。

データ輸入者

本条項が添付される DPA の条件に基づきデータ輸出者からお客様の個人データを受領することに同意し、自己のため、又は（該当する場合）自己の関係会社のためにデータ輸入者としての役割を果たす Clarivate の企業体。

B. 移転の内容

本条項が添付される DPA の Appendix A に定められた詳細をご参照ください。

C. 所轄監督機関

所轄監督機関は、第 13 条で定められた通りデータ輸出者の監督機関となります。

EU 標準契約条項の Annex 2

データのセキュリティを確保するための技術的及び組織的措置を含む、技術的及び組織的措置
DPA の Appendix B で定めた通り。

EU 標準契約条項の Annex 3

両当事者は、本条項の第 2 条(a)に基づき、業務に関する条件の追加を可能とすることを了解します。ただし、直接又は間接的に本条項と矛盾せず、データ主体の基本的権利又は自由を侵害しない条件に限るものとします。

これに応じ、本 Annex では、以下に記載した条項に基づく各当事者の義務について、両当事者の解釈を定めています。一方当事者が本 Annex に記載された解釈を遵守している場合、他方当事者は、当該当事者が本条項に基づく義務を遵守しているものとみなします。

第 3 条及び第 8.6 条(d) : 本条項の開示

データ輸出者は、本条項がデータ輸入者の秘密情報（本合意で定義された通り）に該当すること、及び、本合意で許可されている場合を除き、データ輸入者の事前の書面による同意を得ない限り、本条項を第三者に開示しないことに同意するものとします。これは、第 3 条に基づきデータ主体に開示することや、第 8.6 条(d)に基づき監督機関に開示することを妨げるものではありません。

第 8.1 条(a)及び第 8.1 条(b) : データ移転の停止及び終了

1. 両当事者は、第 8.1 条(a)の目的において、データ輸入者がデータ輸出者を代理して、DPA に記載された指示に従い、DPA を遵守してのみ個人データを処理できること、これらの指示がデータ輸出者の完全かつ最終的な指示であること、及びこうした指示の範囲外での処理がある場合については両当事者間において書面で定めることを認めるものとします。
2. 両当事者は、データ輸入者が、第 8.1 条(a)または第 8.1 条(b)を遵守できない場合において、遵守が不可能である旨をデータ輸出者に速やかに通知することに同意していること、またその場合、データ輸出者がデータの移転を停止し、または本合意に基づき、影響を受ける部分のサービスを解約する権利を有することを認めるものとします。
3. データ輸出者が個人データの移転の停止または影響を受ける部分のサービスの解約を行おうとする場合、まず、データ輸入者に通知した上で、不遵守を是正するための相当の期間（「是正期間」といいます）をデータ輸入者に与えるものとします。
4. 上記に加え、データ輸出者及びデータ輸入者は、かかる是正期間中、データ輸入者による本条項及び適用されるデータ保護法の遵守を徹底するために合理的に必要な追加の保護手段やその他の措置（その他の措置がある場合）について同意するために、合理的に協力するものとします。
5. 是正期間後、データ輸入者が上記 3 項及び 4 項に従って不遵守を是正しなかった場合又は是正できなかった場合、データ輸出者は、いずれの当事者に対しても賠償責任を負うことなく、本合意の規定に従って、影響を受ける部分のサービスの停止または解約を行うことができます。ただし、当該停止又は解約の前にデータ輸出者が負担した料金に影響を与えることはないものとします。

第 8.9 条 : 監査

データ輸出者は、DPA の第 5 条（監査）に記載された監査措置の遵守をデータ輸入者に指示することにより、第 8.9 条に基づく監査権を行使することを認め、これに同意します。

第 9 条(c) : 代理処理者との契約の開示

1. 両当事者は、データ輸入者が本条項に基づいて今後代理処理者と契約を締結した場合には、その契約書の写しを速やかにデータ輸出者に送付する義務を負うことを認めるものとします。
2. 両当事者はさらに、代理処理者の秘密保持に関する制限により、データ輸入者が、今後の代理処理者との契約をデータ輸出者に開示することを制限される場合があることを認めるものとします。この規定にかかわらず、データ輸入者は、自らが選定した代理処理者に対し、当該代理処理者との契約をデータ輸出者に開示する許可を求める合理的な努力を行うものとします。

3. データ輸入者が代理処理者との契約をデータ輸出者に開示できない場合でも、両当事者は、データ輸出者から要請を受けた場合、代理処理者との契約に関して合理的に開示可能な範囲の全ての情報を、データ輸出者に提供する義務を負うことに同意するものとします（当該情報は秘密情報として取り扱われるものとします）。

第 12 条：責任

本条項に基づき請求が申し立てられた場合、その請求には、本合意に規定された条件（本合意に規定された例外や制限なども含みます）が適用されるものとします。いかなる場合も、各当事者は、本条項に基づくデータ主体の権利に関する責任を制限してはなりません。

Appendix D – 英国アデンダム

適用されるデータ保護法（UK GDPR を含みます）に従い、Clarivate（以下、「輸入者」といいます）とお客様（以下、「輸出者」といいます）（Clarivate とお客様をそれぞれ「当事者」、併せて「両当事者」といいます）は、Annex 1 において特定された個人データのデータ輸出者からデータ輸入者への移転にあたり、個人のプライバシー及び基本的権利と自由を保護するための適切な保護手段を示すため、次のアデンダムに同意しました。

パート 1: 表

表 1：当事者

開始日	両当事者が本合意に署名した日	
当事者	輸出者（制限付き移転を送信する者）	輸入者（制限付き移転を受信する者）
当事者の詳細	本合意に記載の通り	本合意に記載の通り
キーコンタクト	添付 EU SCCs の Annex 1 に記載の通り	添付 EU SCCs の Annex 1 に記載の通り
署名（セクション 2 で必要とされた場合）	N/A	N/A

表 2：選択された SCCs、モジュール、及び選択された条項

EU SCCs アデンダム	☑ 承認済 EU SCCs であって本アデンダムが付加されているバージョン。Appendix 情報を含む詳細は以下に記載されています。: 日付：両当事者が以下に署名した日より発効（モジュール 2：個人情報の第三国への移転のための標準契約条項 - 管理者から処理者）
---------------	--

表 3：Appendix 情報

「Appendix 情報」とは、承認済 EU SCCs の Appendix に記載の通り、選択されたモジュールのために提供される情報をいい（当事者以外）、本アデンダムについては、以下において記載されています。:

Annex 1A：当事者のリスト：添付 EU SCCs の Annex I を参照してください。

Annex 1B：移転の内容：添付 EU SCCs の Annex I を参照してください。
Annex II：技術的及び組織的な対策であって、データのセキュリティを確保するための技術的及び組織的対策を含みます。：添付 EU SCCs の Annex 2 を参照してください。
Annex III：代理処理者のリスト（モジュール 2 及びモジュール 3 のみ）：本 Annex III は、添付の EU SCCs アデンダムの第 9 条(a) オプション 1（代理処理者の特定の承認）が選択されていないため、適用されません。

表 4：承認済アデンダムが変更された場合、本アデンダムは終了します。

承認済アデンダムが変更された場合、本アデンダムは終了します	本アデンダムを終了することができる当事者（第 19 条に規定）： ☒ 輸入者 ☒ 輸出者 ☐ どちらの当事者も該当しない
-------------------------------	--

パート 2: 必須条項

本アデンダムを締結することにより、

- 各当事者は、相手方当事者が本アデンダムに拘束されることに同意することを条件に、本アデンダムの契約条件に拘束されることに同意するものとします。
- 承認済 EU SCCs の Annex 1A 及び第 7 条は当事者の署名を必要とするものですが、制限付き移転を行う目的については、両当事者は、本アデンダムが両当事者を法的に拘束し、かつ、データ主体が本アデンダムに規定された権利を行使できる方法であれば、本アデンダムを締結することが出来ます。本アデンダムの締結は、承認済 EU SCCs 及び承認済 EU SCCs のいずれかの部分に署名したときと同じ効力を有するものです。

本アデンダムの解釈

- 本アデンダムにおいて、承認済 EU SCCs で定義された用語と同じ用語が使用されている場合、それらは、承認済 EU SCCs における意味と同じ意味を持つものとします。さらに、以下の用語はそれぞれ、ここに定める意味を持つものとします。

アデンダム	EU SCCs アデンダムを組み込んだ本アデンダムで構成されている、国際データ移転アデンダムをいいます。
EU SCCs アデンダム	表 2 に記載の通り、承認済 EU SCCs であって本アデンダムが添付されたバージョンのことをいい、Appendix 情報を含みます。
Appendix 情報	表 3 に記載の通り。

適切な保護手段	個人データ及びデータ主体の権利の保護の基準であり、UK GDPR 第 46 条(2)(d)に基づく標準的データ保護条項に従って制限付き移転を行う際に UK データ保護法により要求されるものをいいます。
承認済アデンダム	ICO が発効するアデンダムテンプレートであって、2018 年データ保護法 s119A 条に従い議会に提出され、第 18 条に基づき改訂されるものをいいます。
承認済 EU SCCs	2021 年 6 月 4 日の欧州員会決定(EU) 2021/914 の Annex に規定された標準契約条項をいいます。
ICO	情報コミッショナー
制限付き移転	UK GDPR 第 5 章の対象となる移転をいいます。
UK	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国
UK データ保護法	英国で随時施行されるデータ保護、個人データの処理、プライバシー及び電子的通信に関する全ての法律をいい、UK GDPR 及び 2018 年データ保護法を含みます。
UK GDPR	2018 年データ保護法第 3 条で定義された通り。

4. 本アデンダムは、UK データ保護法と矛盾せずに両当事者が適切な保護手段を提供する義務を果たすことができるように解釈されねばなりません。
5. アデンダム EU SCCs に含まれる条件が、承認済 SCCs や承認済アデンダムでは許容されていない方法で承認済 SCCs を変更してしまう場合、そのような変更は本アデンダムには組み込まれず、承認済 EU SCCs の同等の条件が優先するものとします。
6. UK データ保護法と本アデンダムの間に齟齬があった場合、UK データ保護法が適用されます。
7. 本アデンダムの意味に不明確又は複数の意味に解釈できる箇所がある場合、UK データ保護法に最も近い意味が適用されるものとします。
8. 法律（又は法律の特定の条項）は、経時的に変更された法律（又は特定の条項）をいいます。これには、本アデンダム締結後その法律（又は特定の条項）が統合、再施行、又は置き換えられた場合を含みます。

階層

9. 承認済 EU SCCs の第 5 条において、承認済 EU SCCs が当事者間の全ての関連契約に優先することを規定していますが、両当事者は、制限付き移転に関しては、セクション 10 が優先することに同意するものとします。
10. 承認済アデンダムとアデンダム EU SCCs（適用される場合）の間に齟齬又は矛盾があった場合、承認済アデンダムがアデンダム EU SCCs を上書きするものとします。ただし、アデンダム EU SCCs がデータ主体へのより大きな保護を提供する場合はこの限りでは除きます。そのような場合は、当該条件が承認済アデンダムを上書きするものとします。

11. 本アデンダムが、一般データ保護規則(EU) 2016/679 の対象となる移転を保護するため締結された EU SCCs アデンダムを組み込んでいる場合、両当事者は、本アデンダムのいかなる規定も EU SCCs アデンダムに影響を及ぼすものではないことを認めるものとします。

EU SCCs を組み込むこと、及び EU SCCs への変更

12. 本アデンダムは、以下の目的のために必要である程度修正された EU SCCs アデンダムが組み込まれるものとします。
- a. これらは共に、データ輸出者がデータ移転を行う際の処理に UK データ保護法が適用される程度において、データ輸出者からデータ輸入者へのデータ移転のために作用するものであり、データ移転のための適切な保護手段を提供するものです。
 - b. セクション 9 から 11 は、EU SCCs アデンダムの第 5 条（階層）を上書きします。
 - c. 本アデンダム（ここに組み込まれたアデンダム EU SCCs を含みます）は、(1) イングランド及びウェールズ法に準拠し、また、(2) 関連して生じるあらゆる紛争は、イングランド及びウェールズの裁判所により解決されるものとします。いずれの場合においても、スコットランド又は北アイルランドの法律又は裁判所を明確に選択した場合はこの限りではありません。
13. 両当事者がセクション 12 の要件を満たす代替的修正に合意しない限り、セクション 15 の条件が適用されます。
14. セクション 12 の要件を満たす目的以外で、承認済 EU SCCs を変更することはできません。
15. EU SCCs アデンダムに、以下の修正（セクション 12 の目的のため）が加えられます。
- a. 「条」への言及は、本アデンダム（EU SCCs アデンダムを組み込んだもの）を意味します。
 - b. 第 2 条より、以下の文言は削除されます。
「管理者から処理者への、または処理者から処理者へのデータ移転に関する、規則 (EU)2016/679 の第 28 条(7)に基づく標準契約条項」
 - c. 第 6 条（移転の内容）は、以下と置き換えられます。
「移転の詳細、特に移転される個人情報のカテゴリー及び移転の目的は、Annex I.B.に規定されており、そのよう移転を行う際にはデータ輸出者の処理に対して UK データ保護法が適用されます。」
 - d. モジュール 1 の第 8.7 条(i)は、以下と置き換えられます。
「これは、二次移転を対象とする UK GDPR のセクション 17A に基づく十分な規制により利益を享受する国に対する場合」
 - e. モジュール 2 及び 3 の 8.8 条(i)は以下に置き換えられます。
「二次移転は、二次移転を対象とする UK GDPR のセクション 17A に基づく十分な規制により利益を享受する国に対して行われます。」
 - f. 「規則(EU)2016/679」、「個人データの処理に関する自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2016/679（一般データ保護規則）」及び「当該規則」への言及は全て、「UK データ保護法」に置き換えられます。「規則 (EU) 2016/679」の特定の条項への言及は、UK データ保護法の同等の条項又はセクションと置き換えられます。
 - g. 規則 (EU) 2018/1725 への言及は削除されます。
 - h. 「欧州連合」、「連合」、「EU」、「EU 加盟国」、「加盟国」、及び「EU 又は加盟国」への言及は全て「UK」と置き換えられます。
 - i. モジュール 1 の第 10 条(b)(i)における「第 12 条(c)(i)」は、「第 11 条(c)(i)」と置き換えられます。
 - j. Annex I の第 13 条(a)とパート C は、使用されません。
 - k. 「所轄監督機関」及び「監督機関」は、ともに「情報コミッショナー」に置き換えられます。
 - l. 第 16 条(e)サブセクション(i)は、以下と置き換えられます。
「国務長官は、これらの条項が適用される個人情報の移転を対象とした 2018 年データ保護法 セクション 17A に従い、規制を制定するものです。」
 - m. 第 17 条は以下と置き換えられます。
「これらの条項は、イングランド及びウェールズ法に準拠します。」

- n. 第 18 条は以下と置き換えられます。

「これらの条項に関連して生じるあらゆる紛争は、イングランド及びウェールズの裁判所により解決されるものとします。データ主体は、データ輸出者やデータ輸入者に対して、英国内のどの地域の裁判所においても訴訟を提起することが出来ます。両当事者は、当該裁判所の管轄権に服することに同意します。」

- o. 承認済 EU SCCs の脚注は、脚注 8、9、10、11 を除き、アデンダムの一部を成すものではありません。

本アデンダムの変更

16. スコットランド又は北アイルランドの法律と裁判所に言及するために EU SCCs アデンダムの 17 条及び 18 条を変更することに、両当事者は同意するものとします。
17. パート 1：承認済アデンダムの表に含まれる情報のフォーマットを変更したい場合、両当事者は、当該変更について書面で同意するものとします。ただし、当該変更によって適切な保護手段が軽減されることはありません。
18. ICO は随時、以下の目的のために、承認済アデンダムの改訂版を発行します。
 - a. 承認済アデンダムに合理的かつ相応の変更を加えるため。これには、承認済アデンダムの誤りを修正することも含まれます。
 - b. UK データ保護法の変更を反映するため。

改訂された承認済アデンダムでは、承認済アデンダムに加えられた変更が有効となる日付や、両当事者がこのアデンダム（Appendix 情報を含みます）のレビューを行う必要があるかどうか明記されています。本アデンダムは、改訂された承認済アデンダムに記載の通り、その変更日より、自動的に修正されます。

19. ICO が、セクション 18 に従って改訂された承認済アデンダムを発行した場合、表 4「承認済アデンダムが変更された場合、本アデンダムは終了します」で選択された当事者は、承認済アデンダムの変更の直接の結果として、
 - a. 本アデンダムに基づく義務を履行するための直接の費用、または
 - b. アデンダムに基づくリスクが

実質的に、不相応に、明白に増大したときであって、いずれの場合においても実質的かつ不相応な費用やリスクを軽減するための合理的な措置を既に取っていたときは、当該当事者は、改訂された承認済アデンダムの開始日より前に他方当事者宛に合理的な通知期間を設けた書面による通知を行うことにより、本アデンダムを、当該通知期間の最終日をもって、終了させることが出来ます。

20. 両当事者は、本アデンダムの変更について第三者の同意を必要としません。ただし、いかなる変更も本条件に従って行う必要があります。

Appendix E - 法域別条件

欧州及び英国

(a) 代理処理者に対する異議 Clarivate による新規の代理処理者の選定に対して、お客様は、DPA の第 3 条(a)に基づく通知の受領後 10 暦日以内に、書面により異議（ただし、データ保護に関する相当の根拠に基づく異議に限ります）を申し立てることができます。その場合、両当事者は、商業上合理的な解決を目指して、当該懸念について誠実に協議するものとします。解決に至らなかった場合、Clarivate は、独自の裁量により、かかる代理処理者の選定を取りやめるか、又は、いずれの当事者に対しても賠償責任を負うことなく、お客様が本合意の解約条項に基づき、影響を受けたサービスを停止又は解約することを許可します。ただし、当該停止又は解約の前にお客様が負担した料金が影響を与えることはないものとします。

(b) 政府によるデータへのアクセスの要求 一般に、Clarivate が自主的にお客様の個人データを政府機関や政府当局（法執行機関を含む）に提供することはありません。Clarivate が、政府機関又は政府当局（法執行機関を含む）から、主たるコンタクト情報が欧州又は英国の所在を示しているデータ主体について、そのデータ主体に帰属するお客様個人データへのアクセスを強制的に要求（召喚令状、裁判所命令、捜索令状、その他の有効な法的手続など、方法の如何を問いません）された場合、Clarivate は、(i) Clarivate がそのデータの処理者であることを政府機関に通知し、(ii) 政府機関に対し、お客様に直接データを要求するよう働きかけ、及び (iii) お客様が保護命令やその他の適切な救済措置を求めることができるよう、お客様の主たるコンタクトの e メールアドレス宛に e メールを送信し、その要求について通知するものとします。この一環として、Clarivate は、お客様の主たるコンタクト情報及び請求先情報を関連当局に提供することができます。Clarivate は、法的に禁止される場合、又は個人、公共の安全若しくは Clarivate に対する差し迫った深刻な危険を防ぐために緊急のアクセスが必要であると合理的かつ誠実に判断される場合、本項(b)の遵守を要しないものとします。

カリフォルニア州

(a) 定義 別途記載されている場合を除き、「管理者」の定義には「ビジネス」を含み、「処理者」の定義には「サービスプロバイダー」を含み、「データ主体」の定義には「消費者」を含み、「個人データ」の定義には「個人情報」を含みます（いずれの場合も、CCPA に定義された通りとします）。本添付書類 D の「カリフォルニア州」セクションにおいてのみ、「許可された目的」は、適用法の遵守のために必要な場合、書面（本合意を含みますがこれに限定されません）で別途合意した場合、又は CCPA に基づき「サービスプロバイダー」が別途容認されている場合において、本 DPA に記載された目的で、且つ本 DPA に記載されたお客様の適法な指示書に従ってのみ、お客様の個人データを処理することを含むものとします。

(b) 消費者の権利 本 DPA の第 8 条（データ主体の権利及び協力）に記載された通り、データ主体の要求に関する Clarivate の義務は、CCPA に基づく消費者の権利に適用されます。

(c) 許可された目的 本 DPA のいずれかの条項に規定される使用制限にかかわらず、適用法で別途義務付けられる場合を除き、Clarivate は、本サービスを実施するため、許可された目的のため、またはお客様の適法な指示書に従ってのみ、お客様の個人データを処理するものとします。Clarivate は、本 DPA 及び本合意に規定されたサービスの実施の一環として、お客様の個人データの非識別化や集約化を行うことができます。

(d) 代理処理者 代理処理者がお客様のコンタクトの個人データを処理する場合、Clarivate は、その代理処理者が CCPA に基づくサービスプロバイダーであって、本 DPA と実質的に同等の条件を含む契約を Clarivate と書面で締結したものか、又は、CCPA における「販売」の定義が適用されないものであることを確認するものとします。Clarivate は、自己の代理処理者に対して適切なデューデリジェンスを実施します。

カナダ

(a) 代理処理者 Clarivate は、DPA の第 3 条（代理処理）に記載された自己の代理処理者が PIPEDA に基づく第三者であって、本 DPA と実質的に同等の条件を含む契約を Clarivate と書面で締結したものであることを確認するものとします。Clarivate は、自己の代理処理者に対して適切なデューデリジェンスを実施します。

(b) セキュリティ Clarivate は、本 DPA の第 4 条（セキュリティ）に規定された技術的及び組織的な対策を実施します。

